

■ の文言は改定後に変更となります。

■ の文言は改定後に追加となります。

## りそな Visa カード&Mastercard 会員規約(個人用)

第6条(カードの貸与と取扱い)	第6条(カードの貸与と取扱い)
7. 会員が紛失等をしたカードが拾得物として警察に届出られた場合、そのカードは当社から会員に連絡することなく相当期間経過後に破棄できるものとします。	7. 会員が紛失等をしたカードが拾得物として警察署に届出られた場合、そのカードは当社から会員に連絡することなく相当期間経過後に破棄できるものとします。
第13条(会員保障制度)	第13条(会員保障制度)
5. 本会員は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生の防止に努めるものとします。	5. 会員は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生の防止に努めるものとします。
6. 本会員は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して本会員が保有する一切の権利のてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、本会員は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。	6. 本会員は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して本会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、本会員は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。
7. 本会員は、前条第2項に従って当社に対して通知しまたは届出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することをあらかじめ承諾するものとします。	7. 会員は、前条第2項に従って当社に対して通知しまたは届出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することをあらかじめ承諾するものとします。
第16条(代金決済口座および決済日)	第16条(代金決済口座および決済日)
4. 当社は、本会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を支払期日までに当社指定のウェブサイト閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します(ただし、法令で別途定めがある場合または一部提携クレジットカードにおいては、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します)。会員は Vpass 会員規約、カードご利用代金 WEB 明細書サービス利用特約に同意のうえ、当社指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当社指定の方法により当社へ申出るものとし、当社がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、当社は本会員の届出住所宛に書面を送付します。当社	4. 当社は、本会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を支払期日までに当社指定のウェブサイト閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します(ただし、法令で別途定めがある場合または一部提携カードにおいては、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します)。会員は Vpass 会員規約、カードご利用代金 WEB 明細書サービス利用特約に同意のうえ、当社指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当社指定の方法により当社へ申出るものとし、当社がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、当社は本会員の届出住所宛に書面を送付します。当社は、書面に

<p>は、書面による通知を実施する場合で、当該通知が当社の義務に属しない場合には、本会員に対し、書面による通知に係る当社所定の手数料を請求することができるものとします。本会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後10日以内に当社に対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが書面による通知に係る手数料または年会費のみの場合はご利用代金明細情報を通知しない場合があります。</p>	<p>よる通知を実施する場合で、当該通知が当社の義務に属しない場合には、本会員に対し、書面による通知に係る当社所定の手数料を請求することができるものとします。本会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後10日以内に当社に対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが書面による通知に係る手数料または年会費のみの場合はご利用代金明細情報を通知しない場合があります。</p>
<p>第17条(海外利用代金の決済レート等)</p>	<p>第17条(海外利用代金の決済レート等)</p>
<p>1. 決済が外貨による場合におけるカード利用代金(カード利用が日本国内であるものを含む)は、外貨額をビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッドまたはマスターカード・ワールドワイド(以下両者を「国際提携組織」という)の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算します。ただし、海外キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。</p>	<p>1. 決済が外貨による場合におけるカード利用代金(カード利用が日本国内であるものを含む)は、外貨額をVISA国際サービスアソシエーションまたはマスターカード・ワールドワイド(以下両者を「国際提携組織」という)の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算します。ただし、海外キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。</p>
<p>第21条(期限の利益の喪失)</p>	<p>第21条(期限の利益の喪失)</p>
<p>2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第22条第1項の規定(ただし、第22条第1項第6号・第7号・第8号の事由に基づく場合を除きます)により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p>	<p>2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第22条第1項の規定(ただし、第22条第1項第6号・第7号・第8号・第9号の事由に基づく場合を除きます)により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p>
<p>4. 本会員は、第22条第1項第7号または第8号の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>	<p>4. 本会員は、第22条第1項第7号、第8号または第9号の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>
<p>第22条(会員資格の取消し)</p>	<p>第22条(会員資格の取消し)</p>
<p>1. (9)当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の①から⑤に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合(第三者を利用して行った場合を含む)①暴力、威嚇、脅迫、強要等 ②暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動 ③人</p>	<p>1. (9)当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の①から⑤に掲げる行為その他これらに準じる当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合(第三者を利用して行った場合を含む)①暴力、威嚇、脅迫、強要等 ②暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃</p>

<p>種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 ④長時間にわたる拘束、執拗な問合せ ⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等</p>	<p>する言動 ③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 ④長時間にわたる拘束、執拗な問合せ ⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等</p>																																																																																																																																																																
<p>3. 当社は、会員が本条第1項第7号または第8号の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行するすべてのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p>	<p>3. 当社は、会員が本条第1項第7号、第8号または第9号の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行するすべてのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p>																																																																																																																																																																
<p>第27条(カードショッピング)</p>	<p>第27条(カードショッピング)</p>																																																																																																																																																																
<p>1. (3)Visa カードについては<b>ビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド</b>と、マスターカードについては<b>マスターカード・ワールドワイド</b>と提携した銀行・クレジットカード会社(以下「海外クレジットカード会社」という)の加盟店</p>	<p>1. (3) Visa カードについては<b>VISAインターナショナルサービスアソシエーション</b>と、マスターカードについては<b>マスターカード・ワールドワイド</b>と提携した銀行・クレジットカード会社(以下「海外クレジットカード会社」という)の加盟店</p>																																																																																																																																																																
<p>第30条(1回払い・2回払い・ボーナス一括払い)</p>	<p>第30条(1回払い・2回払い・ボーナス一括払い)</p>																																																																																																																																																																
<p>2. 会員は、当社が適当と認めた場合には、別途定める方法により、<b>1回払いに係る債務の全部または一部</b>を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記&lt;繰上返済の可否および方法&gt;に定めるとおりとします。</p>	<p>2. 会員は、当社が適当と認めた場合には、別途定める方法により、<b>前項の支払方法に係る債務</b>を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記&lt;繰上返済の可否および方法&gt;に定めるとおりとします。</p>																																																																																																																																																																
<p>&lt;リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等&gt;</p>	<p>&lt;リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等&gt;</p>																																																																																																																																																																
<p>・リボルビング払い 実質年率 <b>15.00%</b></p>	<p>・リボルビング払い 実質年率 <b>18.00%</b>  <b>※2026年11月10日請求分まで15.00%となります。(26日請求は10月26日)</b></p>																																																																																																																																																																
<p>・分割払い</p> <table border="1" data-bbox="108 1570 751 1771"> <tr><td>支払回数<sup>㉞</sup></td><td>3<sup>㉞</sup></td><td>4<sup>㉞</sup></td><td>5<sup>㉞</sup></td><td>6<sup>㉞</sup></td><td>10<sup>㉞</sup></td><td>12<sup>㉞</sup></td><td>15<sup>㉞</sup></td><td>18<sup>㉞</sup></td><td>20<sup>㉞</sup></td></tr> <tr><td>支払期間(ヵ月)<sup>㉞</sup></td><td>3<sup>㉞</sup></td><td>4<sup>㉞</sup></td><td>5<sup>㉞</sup></td><td>6<sup>㉞</sup></td><td>10<sup>㉞</sup></td><td>12<sup>㉞</sup></td><td>15<sup>㉞</sup></td><td>18<sup>㉞</sup></td><td>20<sup>㉞</sup></td></tr> <tr><td>実質年率(%)<sup>㉞</sup></td><td>12.20<sup>㉞</sup></td><td>12.99<sup>㉞</sup></td><td>13.50<sup>㉞</sup></td><td>13.86<sup>㉞</sup></td><td>14.57<sup>㉞</sup></td><td>14.74<sup>㉞</sup></td><td>14.87<sup>㉞</sup></td><td>14.94<sup>㉞</sup></td><td>14.96<sup>㉞</sup></td></tr> <tr><td>利用金額100円当りの分割払手数料の額(円)<sup>㉞</sup></td><td>2.04<sup>㉞</sup></td><td>2.72<sup>㉞</sup></td><td>3.40<sup>㉞</sup></td><td>4.08<sup>㉞</sup></td><td>6.80<sup>㉞</sup></td><td>8.16<sup>㉞</sup></td><td>10.20<sup>㉞</sup></td><td>12.24<sup>㉞</sup></td><td>13.60<sup>㉞</sup></td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="108 1809 751 2011"> <tr><td>支払回数<sup>㉞</sup></td><td>24<sup>㉞</sup></td><td>30<sup>㉞</sup></td><td>36<sup>㉞</sup></td><td>40<sup>㉞</sup></td><td>42<sup>㉞</sup></td><td>48<sup>㉞</sup></td><td>50<sup>㉞</sup></td><td>54<sup>㉞</sup></td><td>60<sup>㉞</sup></td></tr> <tr><td>支払期間(ヵ月)<sup>㉞</sup></td><td>24<sup>㉞</sup></td><td>30<sup>㉞</sup></td><td>36<sup>㉞</sup></td><td>40<sup>㉞</sup></td><td>42<sup>㉞</sup></td><td>48<sup>㉞</sup></td><td>50<sup>㉞</sup></td><td>54<sup>㉞</sup></td><td>60<sup>㉞</sup></td></tr> <tr><td>実質年率(%)<sup>㉞</sup></td><td>14.96<sup>㉞</sup></td><td>14.91<sup>㉞</sup></td><td>14.82<sup>㉞</sup></td><td>14.76<sup>㉞</sup></td><td>14.72<sup>㉞</sup></td><td>14.61<sup>㉞</sup></td><td>14.57<sup>㉞</sup></td><td>14.50<sup>㉞</sup></td><td>14.38<sup>㉞</sup></td></tr> <tr><td>利用金額100円当りの分割払手数料の額(円)<sup>㉞</sup></td><td>16.32<sup>㉞</sup></td><td>20.40<sup>㉞</sup></td><td>24.48<sup>㉞</sup></td><td>27.20<sup>㉞</sup></td><td>28.56<sup>㉞</sup></td><td>32.64<sup>㉞</sup></td><td>34.00<sup>㉞</sup></td><td>36.72<sup>㉞</sup></td><td>40.80<sup>㉞</sup></td></tr> </table>	支払回数 <sup>㉞</sup>	3 <sup>㉞</sup>	4 <sup>㉞</sup>	5 <sup>㉞</sup>	6 <sup>㉞</sup>	10 <sup>㉞</sup>	12 <sup>㉞</sup>	15 <sup>㉞</sup>	18 <sup>㉞</sup>	20 <sup>㉞</sup>	支払期間(ヵ月) <sup>㉞</sup>	3 <sup>㉞</sup>	4 <sup>㉞</sup>	5 <sup>㉞</sup>	6 <sup>㉞</sup>	10 <sup>㉞</sup>	12 <sup>㉞</sup>	15 <sup>㉞</sup>	18 <sup>㉞</sup>	20 <sup>㉞</sup>	実質年率(%) <sup>㉞</sup>	12.20 <sup>㉞</sup>	12.99 <sup>㉞</sup>	13.50 <sup>㉞</sup>	13.86 <sup>㉞</sup>	14.57 <sup>㉞</sup>	14.74 <sup>㉞</sup>	14.87 <sup>㉞</sup>	14.94 <sup>㉞</sup>	14.96 <sup>㉞</sup>	利用金額100円当りの分割払手数料の額(円) <sup>㉞</sup>	2.04 <sup>㉞</sup>	2.72 <sup>㉞</sup>	3.40 <sup>㉞</sup>	4.08 <sup>㉞</sup>	6.80 <sup>㉞</sup>	8.16 <sup>㉞</sup>	10.20 <sup>㉞</sup>	12.24 <sup>㉞</sup>	13.60 <sup>㉞</sup>	支払回数 <sup>㉞</sup>	24 <sup>㉞</sup>	30 <sup>㉞</sup>	36 <sup>㉞</sup>	40 <sup>㉞</sup>	42 <sup>㉞</sup>	48 <sup>㉞</sup>	50 <sup>㉞</sup>	54 <sup>㉞</sup>	60 <sup>㉞</sup>	支払期間(ヵ月) <sup>㉞</sup>	24 <sup>㉞</sup>	30 <sup>㉞</sup>	36 <sup>㉞</sup>	40 <sup>㉞</sup>	42 <sup>㉞</sup>	48 <sup>㉞</sup>	50 <sup>㉞</sup>	54 <sup>㉞</sup>	60 <sup>㉞</sup>	実質年率(%) <sup>㉞</sup>	14.96 <sup>㉞</sup>	14.91 <sup>㉞</sup>	14.82 <sup>㉞</sup>	14.76 <sup>㉞</sup>	14.72 <sup>㉞</sup>	14.61 <sup>㉞</sup>	14.57 <sup>㉞</sup>	14.50 <sup>㉞</sup>	14.38 <sup>㉞</sup>	利用金額100円当りの分割払手数料の額(円) <sup>㉞</sup>	16.32 <sup>㉞</sup>	20.40 <sup>㉞</sup>	24.48 <sup>㉞</sup>	27.20 <sup>㉞</sup>	28.56 <sup>㉞</sup>	32.64 <sup>㉞</sup>	34.00 <sup>㉞</sup>	36.72 <sup>㉞</sup>	40.80 <sup>㉞</sup>	<p>・分割払い</p> <table border="1" data-bbox="810 1570 1453 1771"> <tr><td>支払回数<sup>㉞</sup></td><td>3<sup>㉞</sup></td><td>4<sup>㉞</sup></td><td>5<sup>㉞</sup></td><td>6<sup>㉞</sup></td><td>10<sup>㉞</sup></td><td>12<sup>㉞</sup></td><td>15<sup>㉞</sup></td><td>18<sup>㉞</sup></td><td>20<sup>㉞</sup></td></tr> <tr><td>支払期間(ヵ月)<sup>㉞</sup></td><td>3<sup>㉞</sup></td><td>4<sup>㉞</sup></td><td>5<sup>㉞</sup></td><td>6<sup>㉞</sup></td><td>10<sup>㉞</sup></td><td>12<sup>㉞</sup></td><td>15<sup>㉞</sup></td><td>18<sup>㉞</sup></td><td>20<sup>㉞</sup></td></tr> <tr><td>実質年率(%)<sup>㉞</sup></td><td>14.70<sup>㉞</sup></td><td>15.64<sup>㉞</sup></td><td>16.25<sup>㉞</sup></td><td>16.68<sup>㉞</sup></td><td>17.51<sup>㉞</sup></td><td>17.69<sup>㉞</sup></td><td>17.84<sup>㉞</sup></td><td>17.90<sup>㉞</sup></td><td>17.91<sup>㉞</sup></td></tr> <tr><td>利用金額100円当りの分割払手数料の額(円)<sup>㉞</sup></td><td>2.46<sup>㉞</sup></td><td>3.28<sup>㉞</sup></td><td>4.10<sup>㉞</sup></td><td>4.92<sup>㉞</sup></td><td>8.20<sup>㉞</sup></td><td>9.84<sup>㉞</sup></td><td>12.30<sup>㉞</sup></td><td>14.76<sup>㉞</sup></td><td>16.40<sup>㉞</sup></td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="810 1809 1453 2011"> <tr><td>支払回数<sup>㉞</sup></td><td>24<sup>㉞</sup></td><td>30<sup>㉞</sup></td><td>36<sup>㉞</sup></td><td>40<sup>㉞</sup></td><td>42<sup>㉞</sup></td><td>48<sup>㉞</sup></td><td>50<sup>㉞</sup></td><td>54<sup>㉞</sup></td><td>60<sup>㉞</sup></td></tr> <tr><td>支払期間(ヵ月)<sup>㉞</sup></td><td>24<sup>㉞</sup></td><td>30<sup>㉞</sup></td><td>36<sup>㉞</sup></td><td>40<sup>㉞</sup></td><td>42<sup>㉞</sup></td><td>48<sup>㉞</sup></td><td>50<sup>㉞</sup></td><td>54<sup>㉞</sup></td><td>60<sup>㉞</sup></td></tr> <tr><td>実質年率(%)<sup>㉞</sup></td><td>17.88<sup>㉞</sup></td><td>17.79<sup>㉞</sup></td><td>17.65<sup>㉞</sup></td><td>17.55<sup>㉞</sup></td><td>17.50<sup>㉞</sup></td><td>17.35<sup>㉞</sup></td><td>17.29<sup>㉞</sup></td><td>17.19<sup>㉞</sup></td><td>17.03<sup>㉞</sup></td></tr> <tr><td>利用金額100円当りの分割払手数料の額(円)<sup>㉞</sup></td><td>19.68<sup>㉞</sup></td><td>24.60<sup>㉞</sup></td><td>29.52<sup>㉞</sup></td><td>32.80<sup>㉞</sup></td><td>34.44<sup>㉞</sup></td><td>39.36<sup>㉞</sup></td><td>41.00<sup>㉞</sup></td><td>44.28<sup>㉞</sup></td><td>49.20<sup>㉞</sup></td></tr> </table>	支払回数 <sup>㉞</sup>	3 <sup>㉞</sup>	4 <sup>㉞</sup>	5 <sup>㉞</sup>	6 <sup>㉞</sup>	10 <sup>㉞</sup>	12 <sup>㉞</sup>	15 <sup>㉞</sup>	18 <sup>㉞</sup>	20 <sup>㉞</sup>	支払期間(ヵ月) <sup>㉞</sup>	3 <sup>㉞</sup>	4 <sup>㉞</sup>	5 <sup>㉞</sup>	6 <sup>㉞</sup>	10 <sup>㉞</sup>	12 <sup>㉞</sup>	15 <sup>㉞</sup>	18 <sup>㉞</sup>	20 <sup>㉞</sup>	実質年率(%) <sup>㉞</sup>	14.70 <sup>㉞</sup>	15.64 <sup>㉞</sup>	16.25 <sup>㉞</sup>	16.68 <sup>㉞</sup>	17.51 <sup>㉞</sup>	17.69 <sup>㉞</sup>	17.84 <sup>㉞</sup>	17.90 <sup>㉞</sup>	17.91 <sup>㉞</sup>	利用金額100円当りの分割払手数料の額(円) <sup>㉞</sup>	2.46 <sup>㉞</sup>	3.28 <sup>㉞</sup>	4.10 <sup>㉞</sup>	4.92 <sup>㉞</sup>	8.20 <sup>㉞</sup>	9.84 <sup>㉞</sup>	12.30 <sup>㉞</sup>	14.76 <sup>㉞</sup>	16.40 <sup>㉞</sup>	支払回数 <sup>㉞</sup>	24 <sup>㉞</sup>	30 <sup>㉞</sup>	36 <sup>㉞</sup>	40 <sup>㉞</sup>	42 <sup>㉞</sup>	48 <sup>㉞</sup>	50 <sup>㉞</sup>	54 <sup>㉞</sup>	60 <sup>㉞</sup>	支払期間(ヵ月) <sup>㉞</sup>	24 <sup>㉞</sup>	30 <sup>㉞</sup>	36 <sup>㉞</sup>	40 <sup>㉞</sup>	42 <sup>㉞</sup>	48 <sup>㉞</sup>	50 <sup>㉞</sup>	54 <sup>㉞</sup>	60 <sup>㉞</sup>	実質年率(%) <sup>㉞</sup>	17.88 <sup>㉞</sup>	17.79 <sup>㉞</sup>	17.65 <sup>㉞</sup>	17.55 <sup>㉞</sup>	17.50 <sup>㉞</sup>	17.35 <sup>㉞</sup>	17.29 <sup>㉞</sup>	17.19 <sup>㉞</sup>	17.03 <sup>㉞</sup>	利用金額100円当りの分割払手数料の額(円) <sup>㉞</sup>	19.68 <sup>㉞</sup>	24.60 <sup>㉞</sup>	29.52 <sup>㉞</sup>	32.80 <sup>㉞</sup>	34.44 <sup>㉞</sup>	39.36 <sup>㉞</sup>	41.00 <sup>㉞</sup>	44.28 <sup>㉞</sup>	49.20 <sup>㉞</sup>
支払回数 <sup>㉞</sup>	3 <sup>㉞</sup>	4 <sup>㉞</sup>	5 <sup>㉞</sup>	6 <sup>㉞</sup>	10 <sup>㉞</sup>	12 <sup>㉞</sup>	15 <sup>㉞</sup>	18 <sup>㉞</sup>	20 <sup>㉞</sup>																																																																																																																																																								
支払期間(ヵ月) <sup>㉞</sup>	3 <sup>㉞</sup>	4 <sup>㉞</sup>	5 <sup>㉞</sup>	6 <sup>㉞</sup>	10 <sup>㉞</sup>	12 <sup>㉞</sup>	15 <sup>㉞</sup>	18 <sup>㉞</sup>	20 <sup>㉞</sup>																																																																																																																																																								
実質年率(%) <sup>㉞</sup>	12.20 <sup>㉞</sup>	12.99 <sup>㉞</sup>	13.50 <sup>㉞</sup>	13.86 <sup>㉞</sup>	14.57 <sup>㉞</sup>	14.74 <sup>㉞</sup>	14.87 <sup>㉞</sup>	14.94 <sup>㉞</sup>	14.96 <sup>㉞</sup>																																																																																																																																																								
利用金額100円当りの分割払手数料の額(円) <sup>㉞</sup>	2.04 <sup>㉞</sup>	2.72 <sup>㉞</sup>	3.40 <sup>㉞</sup>	4.08 <sup>㉞</sup>	6.80 <sup>㉞</sup>	8.16 <sup>㉞</sup>	10.20 <sup>㉞</sup>	12.24 <sup>㉞</sup>	13.60 <sup>㉞</sup>																																																																																																																																																								
支払回数 <sup>㉞</sup>	24 <sup>㉞</sup>	30 <sup>㉞</sup>	36 <sup>㉞</sup>	40 <sup>㉞</sup>	42 <sup>㉞</sup>	48 <sup>㉞</sup>	50 <sup>㉞</sup>	54 <sup>㉞</sup>	60 <sup>㉞</sup>																																																																																																																																																								
支払期間(ヵ月) <sup>㉞</sup>	24 <sup>㉞</sup>	30 <sup>㉞</sup>	36 <sup>㉞</sup>	40 <sup>㉞</sup>	42 <sup>㉞</sup>	48 <sup>㉞</sup>	50 <sup>㉞</sup>	54 <sup>㉞</sup>	60 <sup>㉞</sup>																																																																																																																																																								
実質年率(%) <sup>㉞</sup>	14.96 <sup>㉞</sup>	14.91 <sup>㉞</sup>	14.82 <sup>㉞</sup>	14.76 <sup>㉞</sup>	14.72 <sup>㉞</sup>	14.61 <sup>㉞</sup>	14.57 <sup>㉞</sup>	14.50 <sup>㉞</sup>	14.38 <sup>㉞</sup>																																																																																																																																																								
利用金額100円当りの分割払手数料の額(円) <sup>㉞</sup>	16.32 <sup>㉞</sup>	20.40 <sup>㉞</sup>	24.48 <sup>㉞</sup>	27.20 <sup>㉞</sup>	28.56 <sup>㉞</sup>	32.64 <sup>㉞</sup>	34.00 <sup>㉞</sup>	36.72 <sup>㉞</sup>	40.80 <sup>㉞</sup>																																																																																																																																																								
支払回数 <sup>㉞</sup>	3 <sup>㉞</sup>	4 <sup>㉞</sup>	5 <sup>㉞</sup>	6 <sup>㉞</sup>	10 <sup>㉞</sup>	12 <sup>㉞</sup>	15 <sup>㉞</sup>	18 <sup>㉞</sup>	20 <sup>㉞</sup>																																																																																																																																																								
支払期間(ヵ月) <sup>㉞</sup>	3 <sup>㉞</sup>	4 <sup>㉞</sup>	5 <sup>㉞</sup>	6 <sup>㉞</sup>	10 <sup>㉞</sup>	12 <sup>㉞</sup>	15 <sup>㉞</sup>	18 <sup>㉞</sup>	20 <sup>㉞</sup>																																																																																																																																																								
実質年率(%) <sup>㉞</sup>	14.70 <sup>㉞</sup>	15.64 <sup>㉞</sup>	16.25 <sup>㉞</sup>	16.68 <sup>㉞</sup>	17.51 <sup>㉞</sup>	17.69 <sup>㉞</sup>	17.84 <sup>㉞</sup>	17.90 <sup>㉞</sup>	17.91 <sup>㉞</sup>																																																																																																																																																								
利用金額100円当りの分割払手数料の額(円) <sup>㉞</sup>	2.46 <sup>㉞</sup>	3.28 <sup>㉞</sup>	4.10 <sup>㉞</sup>	4.92 <sup>㉞</sup>	8.20 <sup>㉞</sup>	9.84 <sup>㉞</sup>	12.30 <sup>㉞</sup>	14.76 <sup>㉞</sup>	16.40 <sup>㉞</sup>																																																																																																																																																								
支払回数 <sup>㉞</sup>	24 <sup>㉞</sup>	30 <sup>㉞</sup>	36 <sup>㉞</sup>	40 <sup>㉞</sup>	42 <sup>㉞</sup>	48 <sup>㉞</sup>	50 <sup>㉞</sup>	54 <sup>㉞</sup>	60 <sup>㉞</sup>																																																																																																																																																								
支払期間(ヵ月) <sup>㉞</sup>	24 <sup>㉞</sup>	30 <sup>㉞</sup>	36 <sup>㉞</sup>	40 <sup>㉞</sup>	42 <sup>㉞</sup>	48 <sup>㉞</sup>	50 <sup>㉞</sup>	54 <sup>㉞</sup>	60 <sup>㉞</sup>																																																																																																																																																								
実質年率(%) <sup>㉞</sup>	17.88 <sup>㉞</sup>	17.79 <sup>㉞</sup>	17.65 <sup>㉞</sup>	17.55 <sup>㉞</sup>	17.50 <sup>㉞</sup>	17.35 <sup>㉞</sup>	17.29 <sup>㉞</sup>	17.19 <sup>㉞</sup>	17.03 <sup>㉞</sup>																																																																																																																																																								
利用金額100円当りの分割払手数料の額(円) <sup>㉞</sup>	19.68 <sup>㉞</sup>	24.60 <sup>㉞</sup>	29.52 <sup>㉞</sup>	32.80 <sup>㉞</sup>	34.44 <sup>㉞</sup>	39.36 <sup>㉞</sup>	41.00 <sup>㉞</sup>	44.28 <sup>㉞</sup>	49.20 <sup>㉞</sup>																																																																																																																																																								

<p>&lt;リボルビング払いのお支払例&gt;</p> <p>(元金定額コース1万円および標準コース、実質年率<b>15.00%</b>の場合)8月16日から9月15日までに利用金額 50,000円のリボルビング払いをご利用された場合</p> <p>◆初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円)</p> <p>①お支払元金(元金定額コース・標準コースとも)…10,000円</p> <p>②手数料(元金定額コース・標準コースとも)…ありません。</p> <p>③弁済金(元金定額コース・標準コースとも)…10,000円(①)</p> <p>④お支払後残高(元金定額コース・標準コースとも)…50,000円-10,000円=40,000円</p> <p>◆第2回(11月10日)お支払い(ご利用残高40,000円)</p> <p>①手数料(9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります) …50,000円×<b>15.00%</b>×15日÷365日+50,000円×<b>15.00%</b>×10日÷365日+40,000円×<b>15.00%</b>×5日÷365日=<b>595円</b></p> <p>②お支払元金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元金定額コースの場合…10,000円</li> <li>・標準コースの場合…<b>9,405円</b>(③10,000円-①<b>595円</b>)</li> </ul> <p>③弁済金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元金定額コースの場合…<b>10,595円</b>(①<b>595円</b>+②10,000円)</li> <li>・標準コースの場合…10,000円</li> </ul> <p>④お支払後残高</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元金定額コースの場合…30,000円(40,000円-10,000円)</li> <li>・標準コースの場合…<b>30,595円</b>(40,000円-<b>9,405円</b>)</li> </ul>	<p>&lt;リボルビング払いのお支払例&gt;</p> <p>(元金定額コース1万円および標準コース、実質年率<b>18.00%</b>の場合)8月16日から9月15日までに利用金額 50,000円のリボルビング払いをご利用された場合</p> <p>◆初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円)</p> <p>①お支払元金(元金定額コース・標準コースとも)…10,000円</p> <p>②手数料(元金定額コース・標準コースとも)…ありません。</p> <p>③弁済金(元金定額コース・標準コースとも)…10,000円(①)</p> <p>④お支払後残高(元金定額コース・標準コースとも)…50,000円-10,000円=40,000円</p> <p>◆第2回(11月10日)お支払い(ご利用残高40,000円)</p> <p>①手数料(9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります) …50,000円×<b>18.00%</b>×15日÷365日+50,000円×<b>18.00%</b>×10日÷365日+40,000円×<b>18.00%</b>×5日÷365日=<b>715円</b></p> <p>②お支払元金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元金定額コースの場合…10,000円</li> <li>・標準コースの場合…<b>9,285円</b>(③10,000円-①<b>715円</b>)</li> </ul> <p>③弁済金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元金定額コースの場合…<b>10,715円</b>(①<b>715円</b>+②10,000円)</li> <li>・標準コースの場合…10,000円</li> </ul> <p>④お支払後残高</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元金定額コースの場合…30,000円(40,000円-10,000円)</li> <li>・標準コースの場合…<b>30,715円</b>(40,000円-<b>9,285円</b>)</li> </ul>
<p>&lt;分割払いのお支払例&gt;</p> <p>利用金額50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合</p> <p>①分割払い手数料…50,000円×(<b>6.80円</b>÷100円)=<b>3,400円</b></p> <p>②支払総額…50,000円+<b>3,400円</b>=<b>53,400円</b></p>	<p>&lt;分割払いのお支払例&gt;</p> <p>利用金額50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合</p> <p>①分割払い手数料…50,000円×(<b>8.20円</b>÷100円)=<b>4,100円</b></p> <p>②支払総額…50,000円+<b>4,100円</b>=<b>54,100円</b></p>

<p>円</p> <p>③分割支払額…53,400円÷10回=5,340円</p> <p>&lt;繰上返済の可否および方法&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1回払い</th> <th>リボ払い</th> <th>分割払い</th> <th>キャッシングリボ</th> <th>キャッシング一括</th> <th>海外キャッシングサービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法(取扱い1,000円単位)</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○ <small>(全額返済のみ可)</small></td> <td>○ <small>(全額返済のみ可)</small></td> </tr> <tr> <td>当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○ <small>(全額返済のみ可)</small></td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法(振込手数料は負担いただきます)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ <small>(全額返済のみ可)</small></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>当社へ現金を持参して返済する方法</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ <small>(全額返済のみ可)</small></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>当社が別途定める期間に当社の定める手続きにより、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; color: blue;">(2025年5月改定)</p>		1回払い	リボ払い	分割払い	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシングサービス	当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法(取扱い1,000円単位)	×	○	×	○	○ <small>(全額返済のみ可)</small>	○ <small>(全額返済のみ可)</small>	当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	-	○	○ <small>(全額返済のみ可)</small>	○	×	×	当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法(振込手数料は負担いただきます)	○	○	○ <small>(全額返済のみ可)</small>	○	○	○	当社へ現金を持参して返済する方法	○	○	○ <small>(全額返済のみ可)</small>	○	○	○	当社が別途定める期間に当社の定める手続きにより、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法	×	○	×	×	×	×	<p>円</p> <p>③分割支払額…54,100円÷10回=5,410円</p> <p>&lt;繰上返済の可否および方法&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1回払い</th> <th>2回払い</th> <th>ボーナス一括払い</th> <th>リボ払い</th> <th>分割払い</th> <th>キャッシングリボ</th> <th>キャッシング一括</th> <th>海外キャッシングサービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法(取扱い1,000円単位)</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○ <small>(全額返済のみ可)</small></td> <td>○ <small>(全額返済のみ可)</small></td> </tr> <tr> <td>当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○ <small>(全額返済のみ可)</small></td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法(振込手数料は負担いただきます)</td> <td>○</td> <td>○ <small>※初期の支払いが未済の場合のみ、(全額返済のみ可)</small></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ <small>(全額返済のみ可)</small></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>当社へ現金を持参して返済する方法</td> <td>○</td> <td>○ <small>※初期の支払いが未済の場合のみ、(全額返済のみ可)</small></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ <small>(全額返済のみ可)</small></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>当社が別途定める期間に当社の定める手続きにより、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; color: red;">(2026年4月改定)</p>		1回払い	2回払い	ボーナス一括払い	リボ払い	分割払い	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシングサービス	当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法(取扱い1,000円単位)	×	×	×	○	×	○	○ <small>(全額返済のみ可)</small>	○ <small>(全額返済のみ可)</small>	当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	-	-	-	○	○ <small>(全額返済のみ可)</small>	○	×	×	当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法(振込手数料は負担いただきます)	○	○ <small>※初期の支払いが未済の場合のみ、(全額返済のみ可)</small>	○	○	○ <small>(全額返済のみ可)</small>	○	○	○	当社へ現金を持参して返済する方法	○	○ <small>※初期の支払いが未済の場合のみ、(全額返済のみ可)</small>	○	○	○ <small>(全額返済のみ可)</small>	○	○	○	当社が別途定める期間に当社の定める手続きにより、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法	×	×	×	○	×	×	×	×
	1回払い	リボ払い	分割払い	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシングサービス																																																																																											
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法(取扱い1,000円単位)	×	○	×	○	○ <small>(全額返済のみ可)</small>	○ <small>(全額返済のみ可)</small>																																																																																											
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	-	○	○ <small>(全額返済のみ可)</small>	○	×	×																																																																																											
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法(振込手数料は負担いただきます)	○	○	○ <small>(全額返済のみ可)</small>	○	○	○																																																																																											
当社へ現金を持参して返済する方法	○	○	○ <small>(全額返済のみ可)</small>	○	○	○																																																																																											
当社が別途定める期間に当社の定める手続きにより、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法	×	○	×	×	×	×																																																																																											
	1回払い	2回払い	ボーナス一括払い	リボ払い	分割払い	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシングサービス																																																																																									
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法(取扱い1,000円単位)	×	×	×	○	×	○	○ <small>(全額返済のみ可)</small>	○ <small>(全額返済のみ可)</small>																																																																																									
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	-	-	-	○	○ <small>(全額返済のみ可)</small>	○	×	×																																																																																									
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法(振込手数料は負担いただきます)	○	○ <small>※初期の支払いが未済の場合のみ、(全額返済のみ可)</small>	○	○	○ <small>(全額返済のみ可)</small>	○	○	○																																																																																									
当社へ現金を持参して返済する方法	○	○ <small>※初期の支払いが未済の場合のみ、(全額返済のみ可)</small>	○	○	○ <small>(全額返済のみ可)</small>	○	○	○																																																																																									
当社が別途定める期間に当社の定める手続きにより、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法	×	×	×	○	×	×	×	×																																																																																									

## マイ・ペイすリボ会員特約

<p>&lt;お支払例(定率コースおよび元金定額コース1万円の場合)&gt;</p> <p>8月16日～9月15日までに50,000円ご利用の場合</p> <p>◆初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円)</p> <p>①お支払元金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率コースの場合…3,000円、 元金定額コースの場合…10,000円</li> </ul> <p>②手数料(定率コース、元金定額コースとも)…ありません</p> <p>③弁済金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率コースの場合…3,000円、 元金定額コースの場合…10,000円</li> </ul> <p>④お支払後残高</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率コースの場合…50,000円-3,000円=47,000円</li> <li>・元金定額コースの場合…50,000円-10,000円=40,000円</li> </ul> <p>◆第2回(11月10日)お支払い</p> <p>①手数料(10月11日～10月15日までの分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率コースの場合…47,000円×15.00%×5日÷365日=96円</li> <li>・元金定額コースの場合…40,000円×15.00%×5日÷365日=82円</li> </ul>	<p>&lt;お支払例(定率コースおよび元金定額コース1万円の場合)&gt;</p> <p>8月16日～9月15日までに50,000円ご利用の場合</p> <p>◆初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円)</p> <p>①お支払元金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率コースの場合…3,000円、 元金定額コースの場合…10,000円</li> </ul> <p>②手数料(定率コース、元金定額コースとも)…ありません</p> <p>③弁済金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率コースの場合…3,000円、 元金定額コースの場合…10,000円</li> </ul> <p>④お支払後残高</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率コースの場合…50,000円-3,000円=47,000円</li> <li>・元金定額コースの場合…50,000円-10,000円=40,000円</li> </ul> <p>◆第2回(11月10日)お支払い</p> <p>①手数料(10月11日～10月15日までの分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率コースの場合…47,000円×18.00%×5日÷365日=115円</li> <li>・元金定額コースの場合…40,000円×18.00%×5日÷365日=98円</li> </ul>
--	---

<p>②お支払元金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率コースの場合…3,000円、 元金定額コースの場合…10,000円</li> </ul> <p>③弁済金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率コースの場合…3,096円(①96円+②3,000円)</li> <li>・元金定額コースの場合…10,082円(①82円+②10,000円)</li> </ul> <p>④お支払後残高</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率コースの場合…44,000円(47,000円-3,000円)</li> <li>・元金定額コースの場合…30,000円(40,000円-10,000円)</li> </ul>	<p>②お支払元金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率コースの場合…3,000円、 元金定額コースの場合…10,000円</li> </ul> <p>③弁済金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率コースの場合…3,115円(①115円+②3,000円)</li> <li>・元金定額コースの場合…10,098円(①98円+②10,000円)</li> </ul> <p>④お支払後残高</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率コースの場合…44,000円(47,000円-3,000円)</li> <li>・元金定額コースの場合…30,000円(40,000円-10,000円)</li> </ul>
(2025年1月改定)	(2026年4月改定)

## 個人情報の取扱いに関する同意条項

<p>第1条(個人情報の収集・保有・利用等)</p> <p>2. 会員は、当社がクレジット事業(クレジットカード、ファクタリングを含む)、保証事業、融資事業、集金代行事業その他これらに付随する事業の次の目的のために前項の(1)(2)(3)(4)(8)(9)の個人情報を利用することに同意します。</p>	<p>第1条(個人情報の収集・保有・利用等)</p> <p>2. 会員は、当社がクレジット事業(クレジットカード、ファクタリングを含む)、保証事業、融資事業、集金代行事業その他これらに付随する事業に関する次の目的のために前項の(1)(2)(3)(4)(8)(9)の個人情報を利用することに同意します。</p>
<p>第3条(個人信用情報機関への登録・利用)</p> <p>1. 本会員およびPA-TYPEカード会員(本会員およびPA-TYPEカード会員の予定者を含む。以下総称して「本会員等」という)は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という)および加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という)に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)を本会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。</p>	<p>第3条(信用情報機関への登録・利用等)</p> <p>1. 本会員およびPA-TYPEカード会員(本会員およびPA-TYPEカード会員の予定者を含む。以下総称して「本会員等」という)は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という)および加盟信用情報機関と提携する下記の信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という)に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)を本会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。</p>

2. 本会員等は、(1)加盟信用情報機関により定められた情報(下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む)が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、(2)登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。

<登録される情報とその期間>

登録情報*	登録の期間*	
	株式会社シー・アイ・シー*	株式会社日本信用情報機構*
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1*	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間*	
②本規約に係る申込みをした事実*	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間*	
③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実*	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内*	
④債権譲渡の事実に係る情報*	—*	譲渡日から1年以内*

2. 本会員等は、(1)加盟信用情報機関により定められた情報(下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む)が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、(2)登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されること、に同意します。

<登録される情報とその期間>

登録情報*	登録の期間*	
	株式会社シー・アイ・シー*	株式会社日本信用情報機構*
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等の本人情報※1*	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間*	
②本規約に係る申込みをした事実*	当社が信用情報機関に照会した日から6ヵ月間*	
③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実*	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内*	
④債権譲渡の事実に係る情報*	—*	譲渡日から1年以内*

4. 本会員等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟会員による本会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟会員に提供することに同意します。

(1)信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

①本条2. により、当社を含め、信用情報機関の加盟会員から提供を受けた情報

②信用情報機関が収集した①以外の情報

③信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

(2)信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を以下のとおり利用します。

①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

②信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

(3)信用情報機関による加盟会員に対する信用情報の提供

当社が加盟する信用情報機関は、信用情報((1)

①②③)を加盟会員へ提供します。また、信用情報

((1)①)を、提携信用情報機関を通じてその加盟会員へ提供します。

<p>&lt;加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号&gt;</p> <p>○名称:株式会社シー・アイ・シー (貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>所在地:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 15階</p> <p>電話番号:0120-810-414 ホームページアドレス:<a href="https://www.cic.co.jp">https://www.cic.co.jp</a></p> <p>○名称:株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>電話番号:0570-055-955 ホームページアドレス:<a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a></p> <p>※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p>	<p>&lt;加盟信用情報機関の名称・電話番号&gt;</p> <p>○名称:株式会社シー・アイ・シー (貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>電話番号:0570-666-414 ホームページアドレス:<a href="https://www.cic.co.jp">https://www.cic.co.jp</a></p> <p>○名称:株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>電話番号:0570-055-955 ホームページアドレス:<a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a></p> <p>※契約期間中に新たに信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p>
<p>&lt;提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号&gt;</p> <p>○名称:全国銀行個人信用情報センター</p> <p>所在地:〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1</p> <p>電話番号:03-3214-5020</p> <p>ホームページアドレス: <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a></p> <p>※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当社では行いません)。</p>	<p>&lt;提携信用情報機関の名称・電話番号&gt;</p> <p>○名称:全国銀行個人信用情報センター</p> <p>電話番号:03-3214-5020</p> <p>ホームページアドレス: <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a></p> <p>※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当社では行いません)。</p> <p>(株式会社シー・アイ・シーが実施する「クレジット・ガイド」については、上記の同社のホームページをご覧ください)</p>
	<p>5. 当社が加盟する信用情報機関への登録にあたっては、会員の同意状況に応じて登録される情報の範囲が異なる場合があります。株式会社日本信用情報機構への情報提供に同意されていない会員については、株式会社日本信用情報機構に対し法令により登録が義務付けられている項目のみを登録するものとします。なお、当該会員が後日、株式会社日本信用情報機構への情報提供に同意された場合には、当該同意に基づき、登録情報の範囲を拡大することがあります。</p>
<p>第7条(個人情報の開示・訂正・削除)</p>	<p>第7条(個人情報の開示・訂正・削除)</p>
<p>1. 会員等は、当社、個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。</p> <p>(1)当社に開示を求める場合には、第11条第2項記</p>	<p>1. 会員等は、当社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。</p> <p>(1)当社に開示を求める場合には、第11条第2項記</p>

<p>載の窓口にご連絡ください。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類等)の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)でもお知らせしております。</p> <p>(2)個人信用情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の連絡先へ連絡してください。</p>	<p>載の窓口にご連絡ください。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類等)の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)でもお知らせしております。</p> <p>(2)信用情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の連絡先へ連絡してください。</p>
<p>(2025年5月改定)</p>	<p>(2026年4月改定)</p>
<p>V21008 (25.04) RCD</p>	<p>V21008 (26.03) RCD</p>